

## 第5章

# 計画の実現に向けて

## 第5章 計画の実現に向けて

### I 計画の周知

「津幡町教育振興基本計画」を実施していくためには、計画内容の周知を図り、町民の声を的確に把握しながら教育行政への反映に努め、各施策に取り組む必要があります。本計画に掲げる施策や具体的な取組、実施目標などについては、ホームページや冊子などを活用しながら、多くの町民や教育関係者に浸透させ、共通の認識となることをめざします。

### II 計画の推進

本計画を総合的に推進していくには、家庭・学校・地域など各主体がそれぞれの役割を担い、社会全体が協働して取り組むことが重要です。庁内の関係部局はもとより、関係機関・各種団体との緊密な連携を図り、各施策や具体的な取組を実施していきます。

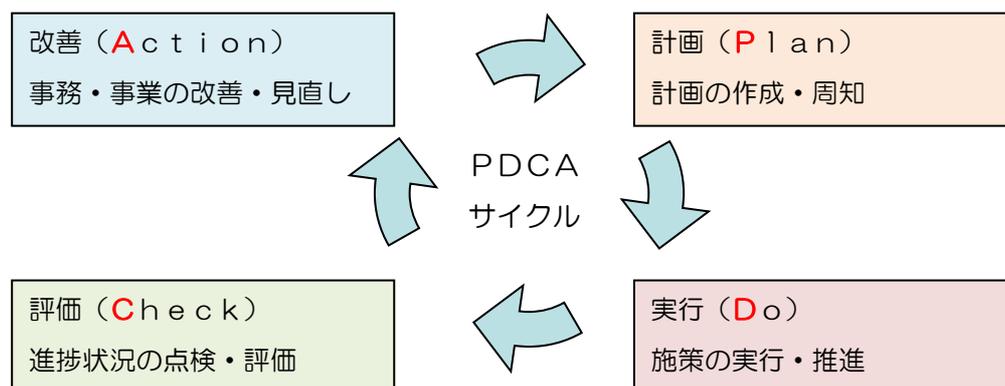
また、地域で暮らす町民自らが主体的にかかわることができるように、簡潔でわかりやすい情報を迅速に提供し、家庭・学校・地域が連携し協働していけるように努めていきます。

町（教育委員会）は、計画が効果的・効率的に推進されるよう、推進主体として施策の総合調整機能を発揮し、取組を積極的に進めます。

### III 計画の実現と点検

「津幡町教育振興基本計画」の施策を着実に実現していくため、町民や教育関係者、有識者による外部評価による点検・評価を行いながら、PDCAサイクルにより、事務・事業の改善と充実を図っていきます。

また、国の動向や社会の急速な変化により、教育が対応すべき新たな課題や方向性が生じた場合には、適切に計画内容の見直しの検討を行い、本計画に反映できるよう努めていきます



# 參考資料

## ○参考資料

### 【津幡町教育振興基本計画策定委員会設置規程】

平成25年3月28日

教委規程第1号

#### (設置)

第1条 教育基本法（平成18年法律第120号）第17条第2項に規定する教育振興基本計画を策定するために、津幡町教育振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

#### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 津幡町教育振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定に関すること。
- (2) 基本計画の策定に必要な調査、研究に関すること。
- (3) その他基本計画の策定に関して必要と認められる事項に関すること。

#### (組織)

第3条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから教育委員会が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 学校教育関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

3 委員の任期は、委嘱又は任命の日から基本計画策定完了の日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

#### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。

3 委員長は、会議を代表し、会務を総括する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第5条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、委員長は委員会の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

#### (部会)

第6条 基本計画の策定に当たり、具体的かつ専門的に調査及び研究を行うために部会を置くことができる。

2 部会の組織等については、教育委員会が別に定める。

#### (庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会教育部教育総務課において処理する。

#### (雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

#### 附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

## 津幡町教育振興基本計画策定委員会名簿

(任期：令和6年9月25日から計画策定終了まで)

	氏 名	所 属 ・ 役 職 等
委 員 長	川村 敏幸	津幡町区長会 会長
副委員長	勝崎 猛	津幡町国際交流推進委員会 副委員長
委 員	嶋崎 恭代	津幡町学校教育研究会 会長
委 員	竹田 和代	津幡町教育センター運営委員会 副委員長
委 員	大西 洋	津幡町公民館連絡協議会 会長
委 員	塩谷 優	(一社)津幡町スポーツ協会 会長
委 員	中嶋 初子	津幡町文化協会 会長
委 員	中村 晴美	津幡町PTA連絡協議会 会長
委 員	松本 敏美	津幡町立保育園長会 会長
委 員	吉田 克也	津幡町教育委員会 教育長

【津幡町の国指定重要文化財・石川県指定文化財・津幡町指定文化財一覧】

	文化財名	種別	所有者・管理者	指定年月日
国指定重要文化財	加賀郡傍示札	古文書	石川県	H22年 6月29日
国指定文化財	加茂遺跡	史跡	津幡町	H27年 3月10日
石川県指定文化財	御山神社社叢	天然記念物	御山神社氏子会	H 2年 3月22日
	甲斐崎神社社叢アカガシ林	天然記念物	大熊区	H 5年 8月25日
	北国街道俱利伽羅峠道	史跡	津幡町	H21年 4月28日
津幡町指定文化財	宝塔	建造物	鳥越区	H 元年 4月 1日
	手向神社石堂神殿	建造物	手向神社	H10年 4月20日
	俱利伽羅権現石殿附石段	建造物	手向神社	H10年 4月20日
	寒梅に小鳥の図	絵画	加賀神社	S38年 8月 1日
	野馬の図	絵画	加賀神社	S38年 8月 1日
	羅漢像	絵画	俱利伽羅不動寺	S40年11月 1日
	十一面観世音菩薩像	絵画	俱利伽羅不動寺	S42年11月29日
	本福寺梵鐘	工芸品	本福寺	S48年 4月 1日
	教願寺梵鐘	工芸品	教願寺	S48年 4月 1日
	松雲公御筆	書跡	加賀神社	S38年 8月 1日
	利長公御筆	書跡	加賀神社	S38年 8月 1日
	古文書	古文書	加賀神社	S38年 8月 1日
	古文書(頼朝下分)	古文書	俱利伽羅不動寺	S40年11月 1日
	俱利伽羅長楽寺文書	古文書	俱利伽羅不動寺	H30年 9月20日
	浅田区村御印	古文書	浅田区	R 3年 10月 1日
	刈安區村御印	古文書	刈安區	R 3年 10月 1日
	御門區村御印	古文書	御門區	R 3年 10月 1日
	阿弥陀如来像	彫刻	俱利伽羅不動寺	S42年11月29日
	秀雅上人像	彫刻	個人	H10年 4月20日
	田屋森山遺跡出土古銭	考古資料	津幡町教育委員会	S61年 6月26日
	青い眼の人形 ジェーン・オルフ	歴史資料	津幡町教育委員会	H25年 2月 1日
	俱利伽羅合戦図屏風	歴史資料	俱利伽羅神社	H29年 9月21日
	チョンガリ音頭・踊り	無形民俗文化財	チョンガリ保存会	S38年 5月10日
	デンデコ太鼓	無形民俗文化財	デンデコ太鼓保存会	S38年 5月10日
	白鳥神社祈雨祭資料	有形民俗文化財	加賀爪区	H 元年 4月 1日
	猪塚	有形民俗文化財	杉瀬区	H23年 5月 1日
	為広塚	史跡	清水区	S38年 5月10日

	文化財名	種別	所有者・管理者	指定年月日
	鳥越城跡	史跡	七黒区	S38年 5月10日
	峨山禅師生誕地	史跡	瓜生区	S38年 5月10日
	長楽寺跡	史跡	俱利伽羅不動寺	S38年 5月10日
	津幡城跡	史跡	清水区	S39年 5月 7日
	鳥越弘願寺跡	史跡	鳥越区	H 元年 4月 1日
	七野墳墓群(2・3・4・号墓)	史跡	俱利伽羅不動寺	H10年 4月20日
	龍ヶ峰城跡	史跡	津幡町	H17年 4月 1日
	出雲神社叢	天然記念物	種区	S42年11月29日
	蓮如上人お手植えのイチヨウ	天然記念物	笠池ヶ原区	H 元年 8月 1日
	鳥越弘願寺跡のハリギリ	天然記念物	個人	H 元年 8月 1日
	鳥越弘願寺跡のアテ	天然記念物	個人	H 元年 8月 1日

【津幡町立小中学校・教育センター一覧】

施設名	所在地
津幡小学校	津幡町字清水リ123番地3
太白台小学校	津幡町字津幡フ2番地
中条小学校	津幡町字南中条ハ81番地
条南小学校	津幡町字太田ろ3番地
井上小学校	津幡町井上の荘1丁目1番地
笠野小学校	津幡町字山北フ116番地
英田小学校	津幡町字能瀬井36番地
刈安小学校	津幡町字刈安イ1番地
萩野台小学校	津幡町字七野イ75番地
津幡中学校	津幡町字加賀爪ヌ6番地1
津幡南中学校	津幡町字南中条3号7番地
津幡町教育センター（津幡町福祉教育プラザ内）	津幡町字庄ニ71番地

【津幡町の社会教育施設・生涯学習施設一覧】

施設名	所在地
文化会館シグナス	津幡町北中条3丁目1番地
生涯学習センター（文化会館シグナス内）	津幡町北中条3丁目1番地
町立図書館（文化会館シグナス内）	津幡町北中条3丁目1番地
こども科学館（文化会館シグナス内）	津幡町北中条3丁目1番地
津幡地域交流センター（津幡公民館）	津幡町字清水リ123番地3
笠井公民館	津幡町字倉見レ1番地1
中条公民館	津幡町字南中条ハ81番地
条南コミュニティプラザ（条南公民館）	津幡町字太田ろ3番地
井上コミュニティプラザ（井上公民館）	津幡町字川尻レ7番地1
英田コミュニティプラザ（英田公民館）	津幡町字能瀬井36番地
刈安コミュニティプラザ（刈安公民館）	津幡町字刈安甲5番地
萩野台コミュニティプラザ（萩野台公民館）	津幡町字七野イ75番地
河合谷公民館（河合谷ふれあいセンター内）	津幡町字上河合口23番地1
笠野公民館	津幡町字山北フ116番地
津幡ふるさと歴史館「れきしる」	津幡町字清水リ1番地1

【津幡町のスポーツ施設一覧】

施設名	施設内容	所在地
津幡町総合体育館	大体育室、柔剣道場、弓道場、卓球場、屋内相撲場、体力センター、ランニングルーム、トレーニングルーム、他	津幡町字加賀爪ル5番地
津幡町常設相撲場	相撲場	津幡町字清水リ1番地1
津幡町テニスコート	コート4面（ナイター有）	津幡町字加賀爪ル11番地3
津幡運動公園 体育館	アリーナ、ランニングコース、スポーツホール、会議室、他	津幡町字竹橋ヲ90番地
津幡運動公園 陸上競技場	第四種ライト公認全天候ウレタン舗装トラック、天然芝フィールド、管理棟、600人収容メインスタンド	//
津幡運動公園 野球場	野球場	//
津幡運動公園 テニスコート	コート10面（5面ナイター有）	//
津幡運動公園 多目的競技場	サッカー・ラグビーコート1面	//
津幡運動公園 多目的広場	ソフトボールコート1面	//
石川県簡易グラウンド （県からの委託）	野球、ソフトボールコート各1面	津幡町字川尻ほ26番地
津幡町艇庫	艇収納庫	津幡町字川尻ほ27番地2
津幡町住吉公園屋内温水プール「アザレア」	25mプール5レーン、多目的プール、幼児用プール、フィットネス、スタジオ	津幡町字庄ハ27番地1
津幡町文化スポーツ交流館「レッスル」	体育室・多目的室	津幡町庄口79番地1

## 用語の解説（50音順）

### ウェルビーイング

OECDは「PISA2015年調査国際結果報告書」において、ウェルビーイング（Well-being）を「生徒が幸福で充実した人生を送るために必要な、心理的、認知的、社会的、身体的な働き（functioning）と潜在能力（capabilities）である」と定義している。

### 外国語指導助手（ALT：Assistant Language Teacher）

外国語を母語とし、外国語（英語）の授業を補助する外国人の指導助手。主に学校、または教育委員会に配属される。

### 外国につながる子ども

この計画内では、国籍は日本でありながら両親の両方またはどちらかが外国籍である人など、本人の国籍を問わず、様々な形で外国につながる子どもたちのことを総称した。

### 学習指導要領

全国どこの学校でも一定の水準が保てるよう、学校教育法施行規則に基づき、文部科学省が定めている教育課程（カリキュラム）の基準のこと。

### 学校運営協議会

教育委員会が任命する委員により構成され、学校の教育課題や運営等について協議する機関のこと。

### 学校給食衛生管理基準

学校給食の衛生管理について、食品の納入から配食に至る調理工程の中で起こりうる危害を極力少なくするための衛生管理の基準を定めたもの。

### 川井姉妹

津幡町出身の金城梨紗子さん（旧姓川井梨紗子さん）と恒村友香子さん（旧姓川井友香子さん）は、日本の女子レスリング界を代表する姉妹の選手で、共にオリンピック金メダリストとして活躍しています。その功績を称え、令和7年1月に「町民栄誉賞」を受賞しました。

### 危機管理マニュアル

学校・園において、災害発生時などの対応について、教職員の役割などを明確にし、危機発生時の体制を確立するための要領のこと。

## キャリア教育

学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、特別活動を要として各教科等の特質に応じて行い、社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けさせる教育のこと。

## 教育DX

デジタル技術を活用することで、教育の手法や手段、教職員の業務などを変革させること。

## グローバル化

政治・経済、文化など様々な側面において、従来の国家・地域の垣根を越え、地球規模で資本や情報など様々なやり取りが行われる現象のこと。

## 国際交流員 (CIR : Coordinator for International Relations)

地域の国際交流推進を図り、翻訳や通訳のほか、国際理解のための交流活動を行う外国人のこと。

## コミュニティ・スクール

保護者や地域住民等の声を学校運営に反映させ、学校と保護者や地域住民等が力を合わせて学校の運営に取り組む「地域とともにある学校づくり」を進めるための仕組みのこと。

## 情報活用能力

学習活動において必要に応じてコンピュータ等の情報手段を適切に用いて情報を得たり、情報を整理・比較したり、得られた情報を分かりやすく発信・伝達したり、必要に応じて保存・共有したりといったことができる力のこと。

## 情報モラル

情報社会において、適正な活動を行うための基になる考え方と態度のこと。

## 食育

食に関する知識と選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる力を育む教育のこと。

## スクールカウンセラー (SC)

カウンセリングや臨床心理学の専門的な理論・技術を身につけた専門職のこと。

### スクール・サポート・スタッフ

教師の負担軽減を図り、教師が児童生徒への指導や教材研究等により注力できるよう、学習プリント等の準備や来客・電話対応、行事や式典等の準備補助等をサポートする教員業務支援員のこと。

### スクールソーシャルワーカー（SSW）

教育分野に関する知識に加えて、社会福祉などの専門的な知識や技術を用いて、関係機関などとのネットワークを活用し、問題を抱える児童生徒の支援を行う専門職のこと。

### キャリアパスポート

児童生徒が、小学校からキャリア教育に関わる様々な活動について、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるように工夫されたファイルのこと。

### 多文化共生

国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的な違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。

### 地域コーディネーター

学校ごとに配置されている、学校支援ボランティアの募集や活動の調整などを行う保護者や地域の方々のこと。

### 通級指導教室

通常の学級に在籍している障がいのある児童生徒に対して、一部の授業について、当該児童生徒の障がいに応じた特別の指導を行う教室のこと。

### 特別支援教育

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善または克服するため、適切な指導や必要な支援を行う。

### 非認知能力

非認知能力とは、テストの点数などで数値化しにくい「意欲」「協調性」「忍耐力」「コミュニケーション力」などの能力のことをいう。人生や社会での成功に大きく関わる力であり、や意欲、忍耐力特に幼少期からの経験や環境によって育まれるとされている。

一方、計算力や語学力といった学力テストなどで測れる能力のことを「認知能力」という。

## 不登校

年間30日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的な理由を除き、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因・背景により、登校しない、または、したくともできない状況をさす。

## CAN-DOリスト

学習指導要領に基づき、生徒に求められる英語力を達成するための学習到達目標をリストにしたもの。

## GIGAスクール構想

1人1台端末と、高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することで、特別な支援を必要とする子どもを含め、多様な子どもたちを誰一人取り残すことなく、公正に個別最適化され、資質・能力が一層確実に育成できる教育ICT環境を実現すること。

## ICT

Information and Communication Technology の略。通信技術を活用したコミュニケーションのこと。

## SNS

Social Networking Service の略。インターネットを介して人間関係を構築できるスマホ・パソコン用のWebサービスの総称をさす。

## Society5.0

サイバー空間（仮想空間）とフィジカル空間（現実空間）を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する人間中心の社会（Society）をさす。狩猟社会（Society 1.0）、農耕社会（Society 2.0）、工業社会（Society 3.0）、情報社会（Society 4.0）に続く新たな社会をさすもので、第5期科学技術基本計画において我が国がめざすべき未来社会の姿として初めて提唱している。

## STEAM教育

Science（科学）、Technology（技術）、Engineering（工学）、Art（芸術）、Mathematics（数学）等の各教科での学習を実社会での問題発見・解決にいかしていくための教科等横断的な教育をさす。

## VUCA（ブーカ）

Volatility（変動性）、Uncertainty（不確実性）、Complexity（複雑性）、Ambiguity（曖昧性）の頭文字を取った言葉。将来の予測が極めて困難な社会状況であることを意味する。